

業界騒然！岐阜県内初！！「成年後見制度の中核機関」を

全国的にも例の少ない市直営型で設置！！！！

その名も『関市権利擁護センター』

近年、認知症高齢者等の増加に伴い、判断能力が不十分なことにより社会生活をおくるうえで困難をかかえている方が増加しています。このような方々が、住み慣れた地域で安心して生活していくために、本人の意思決定を支援していく成年後見制度の利用促進が求められています。

国においても、平成28年度に「成年後見制度利用促進法」を定め、「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、各自治体で成年後見制度を利用促進していくため、関係機関の地域連携ネットワークの中心となって活動する機関「中核機関」の設置を推進しています。

「関市権利擁護センター」は、「中核機関」としては、岐阜県内で初めての設置になります。しかも、全国的にも例が少ない「市単独直営型」で設置運営します。今後、成年後見に加え、虐待防止、自殺防止など権利擁護全般に関わる機能を増やし、関市の権利擁護の番人となるよう取組みを進めていきます。

関市権利擁護センターの概要について

- 名 称 関市権利擁護センター
- 設置場所 関市 健康福祉部 福祉政策課 福祉総合相談室
- 設 置 日 平成31年3月1日
- 設置種別 直営型中核機関（市単独直営）
- 相談対象 関市民、支援者、支援機関
- 業務内容 成年後見制度に関する以下の中核機関業務
●広報・啓発 ●相談支援 ●後見人支援 ●支援機関のネットワーク構築 など

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神上的の障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々を保護し、支援していく制度です。例えば、家庭裁判所で選任される後見人は、本人の意思決定を支援する目的で、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスや施設入所に関する契約を結んだり、悪徳商法など判断ができずに結んでしまった本人に不利益な契約を取消したりする行為ができます。

<本リリースに関する報道関係者の方からのお問い合わせ先>

関市役所南庁舎1階 健康福祉部福祉政策課 福祉総合相談室 担当：金子、石黒
TEL：0575-23-7798 FAX：0575-23-7748